高等学校等就学支援金制度の見直しに関する意見書（案）

令和８年２月２７日、政府は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（以下「改正案」という。）を閣議決定した。改正案は、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の所得制限を撤廃し、私立高等学校等の生徒に対する支給額の上限額を引き上げるもので、重要であるが、看過できない問題点を含んでいる。

第一に、現行法では、純粋に高等学校等の生徒等の教育の機会均等に寄与することが目的とされているのに対し、改正案では、前提が「我が国社会を担う」人材の育成とされている。このことは、高等学校等の生徒等が教育を受ける権利の主体であるという位置付けを後退させるものである。

第二に、改正案には、国籍要件が設けられ、支給対象が、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者として文部科学省令で定める者に限定される。これにより、例えば、現在は支給対象である、小学校卒業後に家族で来日した者や、高等学校等卒業後に日本で就労して定着する意思があると認められない者は除外される。また、外国人学校も対象外とされている。

教育を受ける権利が国籍に関係なく保障されるものであることは、日本国憲法や国際人権規約、児童の権利に関する条約に照らして当然のことである。日本に住む人々を等級分けし、支援に差を付けることは、子どもたちを傷つけ、差別と分断を持ち込むもので、許されない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、全ての子どもたちに高等学校等において教育を受ける権利を保障するため、次の事項を実現するよう強く要請する。

１　就学支援金制度の第一義的な目的が、高等学校等の生徒等の教育の機会均等の確保にあることを明確にし、法律に明記すること。

２　就学支援金の支給対象に国籍要件を設けず、全ての高等学校等の生徒等を対象にすること。

３　朝鮮学校を含む外国人学校を就学支援金の支給対象にすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

共

令和８年３月　　日

東京都議会議長　　増　子　博　樹

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内閣総理大臣　　宛て
総　務　大　臣
文部科学大臣